

平成26年10月20日

## 第28回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第28回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年10月20日(月) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

- 1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について (所有権移転分)  
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び許可決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

議案第 6 号 平成25年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	15 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

24 番 委員

1 活動休止委員

21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。          一同礼。          指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。          (唱和)          ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第28回指宿市農業委員会を開会いたします。          本日の議事録署名委員に「27番委員」と「28番委員」を指名いたします。          早速議題に入ります。          「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明します。 議案書の1ページから2ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
議長	<p>以下については、お目通しください。以上、報告を終わります。          ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。          事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	3ページになります。 今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案1件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
議長	<p>今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。          ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。          ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          それでは、議案第1号の、所有権移転分について、ご審議願ひます。          ご質疑、ご意見等はございませぬか。</p>

委員  
議長 「なし」の声あり。  
議案第1号のうち、所有権移転分については原案のとおり承認すること  
にご異議ございませんか。

委員  
議長 「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認  
することに決定いたします。  
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から34番を、議題といた  
します。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局  
議長 はい、議長。  
事務局 はい、事務局。

事務局  
議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定に  
ついての説明をいたします。  
議案書の4ページから13ページになります。  
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定につ  
いての利用権設定分は、1議案34件です。内訳は、新規の利用権設定が  
28件、再設定が6件、合計の面積は89,065.65㎡となっています。  
全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各  
要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
議案第1号のうち、利用権設定分の1番から5番については、新規就農  
者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますの  
で、担当委員の説明を求めます。  
1番から3番については、29番委員お願いします。

29番委員 はい。  
番号1番から3番につきまして、私と1番委員とで調査をいたしました。  
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案に  
お示しのとおりです。  
申請人は、今回、農業を始めるにあたり、初めて利用権の設定をします。  
オクラ30a、スナップエンドウ30aの栽培を計画しており、目標年  
間販売高、約450万円を目指しています。  
農機具等については、必要分は所有しており、労力についても知人の協  
力を得ながら、経営していくとのことでした。  
なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。以上です。

議長  
17番委員 4番から5番については、17番委員にお願いします。  
はい。  
4番、5番の関係につきましては、私と10番委員とで調査をいたしました。  
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。  
今回、これまでも、両親と農業に従事しておりましたが、独立して、今回、初めて利用権の設定をします。  
ソラマメ10a、青果用さつまいも24aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約210万円を目指しています。また、経営の状況を見て、今後も新たに借り入れ地を取得して、将来的にオクラの栽培もできればと考えているとのことでした。  
農機具等については、当面は親から借り受けるなどし、青年就農給付金等を活用して購入できればということです。  
労力についても両親の協力を得ながら、経営していくとのこと。  
なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。

議長 ただいまの説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番についてご審議願います。  
これにつきましては、会議規則第25条の規定により、私、1番委員が退席をいたします。  
なお、議長の職を会長職務代理者の2番委員に交代いたします。

議長（代理） それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番についてご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長（代理） 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長（代理） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
それでは、議長の職を会長に交代いたします。

議長 それでは、次に、利用権設定分の2番から5番について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から34番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
32番委員 議長	はい、議長。 はい、32番委員
32番委員 議長	番号6番は、報告第1号5番と貸人が違いますよね。
事務局	はい、事務局。 6番の貸人は、TNさんで、大阪の八尾市にお住まいでございまして、報告第1号の5番目にありますTKさんは、すでにお亡くなりになっておりまして、その畑を相続代表人であります、TNさんが、今回、TYさんに貸すという形になっております。以上です。
議長	ほかにごございませんか。
23番委員 議長	いいですか。 はい、23番委員。
23番委員	お尋ねしますが、24番、25番、26番、鹿児島市の方ですよね。泰公というのは、どういう会社ですか。
事務局 議長	はい、議長。 はい、事務局。
事務局	株式会社泰公につきましては、本社が鹿児島市の谷山中央の方にございまして、農畜産物及び青果の生産加工販売、外にも飲食店の経営、リサイクルショップ等の経営をしている会社でございまして。農業生産法人になっております。
議長	ほかにごございませんか。
12番委員 議長	ちょっといいですか。 はい、12番委員。
12番委員	21番までは、指宿やさいの王国の農業生産法人で借りているんだけど、28、29は個人名で借りていますよね、何かあるんですか。法人と個人と。
事務局	はい、議長。

議長  
事務局 はい、事務局。  
指宿やさいの王国の代表がY Rさんで、今回、やさいの王国で利用権設定をしている外に、個人でも3反は、確保しておきたいという考えがありまして、今回利用権設定をしております。

議長  
6 番委員 ほかにございませんか。  
議長 すみませんいいですか。  
議長 はい、6 番委員。  
6 番委員 この、やさいの王国なんですけれども、やさい農家に聞いてみたら、どんどん最近、あちこち借りているということで、話を聞いたんですけれども、ここの人は、元々、山川の人なのかとか、経営のあれとか詳しい事が分かっていたら、教えていただきたいのですけれども。  
ちょっと耳にはさんだんですけれども、新規就農する方が、土地を求めづらくなってくるので、強いところがどんどんやっていくと、なかなか難儀をする場面も出て来て、困るんじゃないかなと思うのです。ちょっと情報があったら、教えてもらえますか。それと今回何筆も出てきていますよね、前から申請して出てきたものか、新しく借りた分なのか、それで、規模拡大の状態が違うものですから。このペースでどんどん広げられると、ほかの新規就農者がというのも出てきますよね。そこをちょっと、分かっていたら、教えていただきたいのです。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 このYさんはですね、十二町の下里の出身です。実情を申し上げれば、若い男性を雇用してですね、おとし農業生産法人になったのですけれども、利永地区を中心に借りています。  
やみ小作が多くて、先月から出ていますけれども、10件、20件毎月、やみ小作の分を利用権設定しています。

6 番委員 少しずつ、空いた畑を、お願いして借りた分ということですね。  
事務局 今、質問があったとおり、けっこう多くて、新規就農の方に農地が回るか、という心配もあるんですけれども、借地料を若干高めで借りているものですから、貸す方も、高い方に貸すとういのは、基本的なことですから、そういう形で、今、利用権設定を出しているところです。

6 番委員 私も経験があるんですけれども、ちょっと心配したのが、もう10年以上前になるんですけれども、私なんか借りるようしていた畑を、倍の値段で借りた、指宿のある事業をしておられる方が、農業はしていなかったんですけれども、それからババッと広げたみたいだったんですけれども、私たちが反当、1万円で借りている頃、2万円で借りると言ってですね、

あなた方には、もう貸さないということもあったものですから、そういうところも気になったんですけども。分かりました。

議長  
委員  
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の6番から34番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から34番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

5番委員  
議長  
小委員長

はい、議長。

はい、5番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定についての報告をいたします。

10月9日の転用調査時に、5番、8番、24番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

2番から6番までは売買、1番及び7番、8番は贈与による申請でございます。

1番は知人からの贈与で、7番は父親からの贈与、8番は義理の妹からの贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響も少ないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから33ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長	<p>現地調査の結果は、ただいまの小委員長報告のとおりでございます。</p> <p>議案第2号のうち、1番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。</p> <p>29番委員。</p>
29番委員	<p>はい。</p> <p>番号1番につきまして、私と1番委員で調査いたしました。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在地、地目、面積等については議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は10年ほど前から両親の手伝いで農業を行っていましたが、2年ほど前に父親が亡くなり、本格的に農業を行いたいということで、今回、農地法第3条により農地を取得し、30aを越え新規就農者となりました。</p> <p>オクラ38a、花の苗等の栽培を計画し、目標年間販売高250万円を目指しています。</p> <p>農機具については、必要分は所有しており、労力については、妻・母や祖父の手伝いをもらいながら一生懸命頑張っていくとのことでした。</p> <p>営農計画書を資料の3ページに添付してあります。</p> <p>以上、報告いたしましたとおり、申請人は農業に対し意欲的であり、新規就農者となることから承認しても良いのではないかと判断したところですが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
14番委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、14番委員。</p>
14番委員	<p>知人への贈与とは、どういう関係でしょうか。</p>
議長	<p>私がいっしょに行きましたので、説明いたします。</p> <p>昔からお父さん達が、譲り受ける方とよくお友達で、大変近い方で、親戚ではないんだけど、その贈る方が一人者ですから、だれも渡す者がいないということで、お友達の子どもさんに、この土地をあげようと、そういう形のものです。</p>
14番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>ほかにごございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>

委員  
議長 「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、議案第2号の2番から8番について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長 「なし」の声あり。  
議案第2号の2番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長 「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号の2番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。  
これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

5番委員  
議長 はい、議長。  
小委員長 はい、5番委員。  
これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。  
番号1番と2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、共同住宅と駐車場です。  
農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。  
資料の34ページをお開きください。  
申請地は、大牟礼地区公民館から東へ90m行った所の農地です。建物は2階建ての4戸数になります。  
土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。東側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。  
次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。  
農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地

の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から東へ353m行った所の農地で、東は鉄道用地、西と北は里道、南は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、周辺には防護柵を設置する予定です。南側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。ソーラーパネル枚数168枚、発電出力は49.72kWです。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、永吉公民館から南東へ130m行った所の農地で、東と西は畑、南は水路、北は道路に接しています。

土地の形状については、砂利か鉄鋼スラグ敷きにし、周囲をフェンスで囲む予定です。東と西に畑がありますが営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。ソーラーパネル枚数192枚、発電出力45.696kWです。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員

はい、議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

この、3番と4番ですけれども、太陽光発電施設となっておりますけれども、最近、テレビとか新聞等で、九州電力が、申込みの中断とか打ち切りとかいう報道が出ていますけれども、もし、太陽光発電設備が出来ても、九電が繋がらないことには売電出来ないわけですよ、そうなった場合は、後は、どうなるんですかね。太陽光をしなかった場合は、雑種地となるのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ここだけではなくて、5条にも1件、太陽光発電施設の申請があるんですけれども、今回受付けたのには、工事負担金納入のお知らせについての

文書と経済産業省の設置認定通知書が、両方とも揃っていましたので、これについては、九電さんも送電してくれるということですので、申請を受付けをいたしました。また、これが両方揃っていない案件については、農業委員会の方で受付けをして、うちの方で保留をして、その書類が揃い次第委員会にあげるつもりでいます。それと、太陽光が出来た場合は、登記地目はもちろん雑種地になります。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

4番委員

はい。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、南指宿中学校から南へ142m行った所の農地で、東は畑、西は宅地、南は道路、北は水路に接しています。

申請人は、申請地を夫より使用貸借の上、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を設置する予定です。土地の形状については、鉄鋼スラグ敷きにし、周辺にはフェンスを設置する予定です。東側に畑がありますが営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。ソーラーパネル枚数208枚、発電出力49.5kWです。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に申請地を購入し、倉庫、作業場、選果場、冷蔵倉庫を建築する予定です。併せて、集荷用の大型車が出入りするための駐車場、農業用資材置場としても利用したい意向とのことです。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、山川中学校から南へ670m行った所の農地で、東は道路、西と南は畑、北は道路に接しています。

申請人は、現在の倉庫が手狭になったことから、倉庫を建築するものです。土地の形状については、切土を0.3mし、境界ブロックについては設置予定です。緩衝地を設けることから営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、薩摩芋選果場、駐車場、通路、用悪水路です。

農地区分・許可事項については、大山駅から300m以内にある農地であるこ

とから、3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、大山駅から南へ224m行った所の農地で、東、西、北は道路、南は畑に接しています。

申請人は、農産物の加工販売や麺類、液体調味料等の製造販売等を営んでいますが、隣接地の農産物加工場及び薩摩芋倉庫と一体的に利用するため、申請地を薩摩芋選果場、及び駐車場、通路等にする意向です。併せて、申請地の北及び西側にある用悪水路を東及び南側に付け替え、機能の安全を図るとのことです。

土地の形状については、切土を1mし、隣接地の境界はブロックや芝による補強を行うことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。また、これについては始末書付になります。

次に4番と5番は関連がありますので、まとめてご説明申し上げます。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、運動場と駐車場です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の40ページと41ページになります。

申請地は、宮自治公民館から北西へ230m行ったところの農地です。

申請人の既存の駐車場を賃借している病院より、運動場と駐車場を増設したいとの意向を受け、病院に隣接する申請地を購入のうえ、貸運動場と貸駐車場として管理運営するとのことです。

土地の形状については、盛土を0.5mから1.5mし、土留工事をすることです。周辺に畑がないことや不耕作地であることから、問題はないものと思われます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、玉利青少年育成センターから北西へ1,068m行った所の農地で、東と西は畑、南は宅地、北は山林に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。申請地の東側と西側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅と通路です。

農地区分・許可事項については、市役所から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、市役所から西へ328m行った所の農地で、東は畑、西は宅地と道路、南と北は宅地に接しています。

申請人は現在、借家住まいで、今回、申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については現状で、境界ブロックは設置予定です。隣接地に土砂等の流出がないように留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から東へ216m行った所の農地で、東は宅地、西と南は畑、北は道路に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を実の父より使用貸借のうえ、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

20ページから23ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は8件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地籍図につきましては、資料の45ページから48ページに載せてあります

番号2から8番につきましては、お目通しください。

なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の49ページから67ページに添付してありますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受をご説明いたします。

24ページをお開きください。  
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
番号2, 3につきましては、お目通しください。  
皆様のご審議をよろしく願います。  
議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

5番委員 はい、議長。  
議長 はい、5番委員。  
5番委員 買受の1番ですが、HHと読みます。  
30番委員 はい、議長。  
議長 はい、30番委員。  
30番委員 売渡の1と3は、夫婦じゃないんですか。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 夫婦ではございません。  
Yさんが58歳、Eさんが96歳です。関係はちょっと確認しておりません。

議長 ほかにございませんか。  
委員 「なし」の声あり。  
議長 ないようですので、このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 売渡、貸付の  
番号1は 4番と 7番委員。 番号2は12番と13番委員。  
番号3は 4番と 7番委員。 番号4は17番と10番委員。  
番号5は30番と 6番委員。 番号6は 9番と14番委員。  
番号7は17番と19番委員。 番号8は 6番と22番委員。  
買受、借受の、  
番号1は 5番と 3番委員。 番号2は24番と30番委員。  
番号3は29番と16番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

16番委員 はい、議長。  
議長 はい、16番委員。

16番委員 この3番生川さんなんですけれども、場所が岩本、小牧ですので、私は、全然知らないです。

議長 買受・借受の3番のNさんですが、これは29番と16番という事務局案ですけれども、16番委員さんより意見がありました。

4番委員 私とNさんでいいんじゃないんですか。

議長 4番と11番委員ですか。

11番委員 はい。分かりました。

議長 それでは、24ページの買受・借受の3番ですね、29番と16番を消して、4番と11番委員に訂正をお願いします。

すみません11番と4番だそうです。

それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)

議長 議案第5号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

次に、「議案第6号 平成25年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について」を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局長 議案第6号 平成25年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について説明をいたします。

資料は、25ページから43ページに掲載してあります。

議案第6号は、国土調査法に基づく地籍調査の平成25年度分が完成したことに伴い、市建設監理課地籍調査係から農業委員会への確認依頼があったことにより、提案したものであります。

国土調査法に基づく地籍調査における地目の調査は、原則的に土地の形状及び主たる目的により、地目を設定することとされておりますが、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、また、農地以外から農地へ土地の形状が変更されているときは、農業委員会の確認を経てから国へ提出することとなっているところでございます。

地目の設定については、地籍調査に権限が与えられていますが、先ほど説明しましたとおり、国の方針として農地に係る地目変更は農業委員会の確認を得るということになっておりますので、議案として提出させていただきました。

区域については、25ページの図面を見ていただきたいと思います。

市役所の北側、国道と二反田川で区分された地域でございます。

全体の調査面積は、852筆、登記面積の合計が約25haでございます。  
その内、田畑が、813筆、田畑から宅地等へ変わるものが、485筆、宅地等から田畑に変わるものが、39筆等となっているところでございます。

また、田畑の内の277筆が現地確認不能であり、現況は道路や水路となっておりまますので、法令によりまして現地確認不用と定められております。

詳細につきましては、26ページから43ページに資料添付しておりますので、ご覧頂きたいと思ひます。

以上で概略の説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他（議案44ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について

2. 10月の行事報告

3. 11月の行事予定

4. その他

・農地利用状況調査について

今年5月市技連会の春・夏作付け調査時の耕作放棄地色付けに基づき、農地パトロールの一環として、農業委員の皆様にご確認していただく調査について説明。

実績報告書 提出期限 平成26年11月20日

議長

・一筆調査について

農地利用状況調査実施計画について説明

実施期間 平成26年10月28日から12月3日まで

・南薩地域農業委員会連絡協議会委員研修について説明

私の方からお願い等をしておきます。

全国農業新聞は、ぜひとも年間一人2部の推進を、11月25日までに御協力をお願いしたい。年金の方も、簡単に出来るわけではないので、日頃からのお願いをしてほしい。

活動記録簿は、2014年も終わりに近づいてきますので、必ず提出してください。

農業委員会研修については、必ず農業委員さんは参加してください。

それから11月10日から3日間、東京の方で、今、農業委員会改革の選任と推進員制度の法案が大詰めを迎えつつある。

T P P委員長の森山さん、自民党の農業改革プロジェクトチームの座長代理をしている野村議員さん、この方々をはじめ、国会議員の方々と意見交換をしながら、いつも、こっちの生の声として、選任員と推進員のすみ分け、実際なった時に、どういう形の仕事の仕分けをするのか、なかなか難しい問題ですよということを訴えて来ました。いよいよ詰めの段階に来ております。3日間行きながら、いろいろ膝を交えて意見交換し、全国47都道府県会長ともども、いろんな形で要請をしながら、できるだけ意に沿うような形が引き出せないものか。

当初改革員が言われました、農業委員の半分、しかもその内の半分は認定農家とか、女性委員とか、いろいろ言われるけれども、現実には、先生方が言われるようにはいきませんよ、ということ、いろいろ申し上げましたが、いよいよそれが最終段階に来ております。

この報告は、13日の委員研修会の中でも報告したいと思っております。以上です。

ほかにございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第28回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後4時30分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 27番委員

議事録署名委員 28番委員

|

|

